

感染症法改正による病原微生物等の規制の概要(案)

※:分類は改正後の案

〔公務上試験・研究以外の所持等の禁止〕 (A)	〔試験・研究等の目的の所持等の許可〕 (B)	〔所持等の届出〕 (C)	〔基準の遵守〕 (D)
<p>〈一類感染症〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エボラウイルス(1) ○クリミア・コンゴ出血熱ウイルス(1) ○痘そうウイルス(1) ○マールブルグウイルス(1) ○ラッサウイルス(1) ○南米出血熱ウイルス(1※) <p>(以上6)</p>	<p>〈一類感染症、二類感染症又は四類感染症〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ペスト菌(1) ○SARSコロナウイルス(2※) ○炭疽菌(4) ○野兎病菌(4) ○ボツリヌス菌(4)、ボツリヌス毒素(4) <p>(以上6)</p>	<p>〈二類感染症又は四類感染症〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ○多剤耐性結核菌(2※) ○Q熱コクシエラ(4) ○コクシジオイデス真菌(4) ○サル痘ウイルス(4) ○腎症候性出血熱ウイルス(4) ○ニパウイルス(4) ○日本紅斑熱リケッチア(4) ○ハンタウイルス肺症候群ウイルス(4) ○Bウイルス(4) ○ブルセラ属菌(4) ○発しんチフスリケッチア(4) ○鼻疽菌・類鼻疽菌(4※) ○ベネズエラ馬脳炎ウイルス・東部馬脳炎ウイルス・西部馬脳炎ウイルス(4※) ○ロッキー山紅斑熱リケッチア(4※) ○ダニ媒介性脳炎ウイルス群(4※) ○ヘンドラウイルス(4※) ○リフトバレーウイルス(4※) <p>(以上20)</p>	<p>〈二類感染症、三類感染症又は四類感染症〉</p> <p>ポリオウイルス(2)、結核菌(多剤耐性結核菌を除く。)(2※)、腸管出血性大腸菌(3)、コレラ菌(3※)、赤痢菌属(3※)、チフス菌(3※)、パラチフスA菌(3※)、E型肝炎ウイルス(4)、ウエストナイルウイルス(4)、A型肝炎ウイルス(4)、エキノコックス(4)、黄熱ウイルス(4)、オウム病クラミジア(4)、回帰熱ボレリア(4)、狂犬病ウイルス(4)、鳥インフルエンザウイルス(4)、オリエンチアツツガムシ(4)、デングウイルス(4)、日本脳炎ウイルス(4)、マラリア原虫(4)、ライム病ボレリア(4)、リッサウイルス(4)、レジオネラ属菌(4)、レプトスピラ菌(4)、(ジフテリア菌(2))</p> <p>(以上25)</p>
<p>○製造、輸入、所持、譲渡及び譲受の禁止(例外:政令で定める公務員等による試験・研究)</p> <p>○輸送規制</p> <p>○被害発生時の措置</p> <p>○発散行為の処罰</p>	<p>○製造、輸入、所持、譲渡及び譲受の禁止(例外:試験・研究等の目的で厚生労働大臣の許可を受けた場合)</p> <p>○輸送規制</p> <p>○被害発生時の措置</p> <p>○発散行為の処罰</p>	<p>○病原微生物等の種類、保管方法等について厚生労働大臣へ届出</p> <p>○輸送規制</p>	

〈共通の規制〉

- 使用、保管及び廃棄の基準(厚生労働省令)の遵守
- 厚生労働大臣による報告徴収、立入検査
- 厚生労働大臣による勧告、改善命令
- 改善命令違反等に対する罰則